延滞者に対する図書館資料の利用の制限に関する要綱

平成24年1月31日(教)告示第1号 改正 平成31年3月29日(教)告示第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和54年教育委員会規則第14号。以下「規則」という。)第8条第5項の規定に基づき、延滞者に対する図書館資料(以下「資料」という。)の利用の制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「延滞者」とは、規則第8条第1項に規定する貸出期間(同条第2項の規定により教育委員会の承認を受けたときは、当該承認を受けた貸出期間。別表において同じ。)を超えて資料を返却しない者をいう。

(資料の利用の制限の範囲)

第3条 教育委員会は、延滞者に対し、別表に定めるところにより、資料の利用を制限することができる。

(制限の免除等)

第4条 前条の規定にかかわらず、傷病、災害その他やむを得ない事情があると教育委員会 が認めたときは、同条の規定による制限を軽減し、又は免除することができる。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、資料の利用の制限に関し必要な事項は、図書館長が 別に定める。

附則

この告示は、平成24年3月1日から施行し、同日以後に貸出しを受けた資料について適用する。

附 則(平成31年3月29日(教)告示第3号)

この告示は、平成31年6月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

制限の対象者	制限の内容	制限開始日	制限解除の時又は日
貸出し期間の満了日	新たな貸出し及び予	貸出し期間の満了日	すべての延滞資料を

から7日を経過して	約の停止	から7日を経過した	返却した時
もなお延滞資料を返		日	
却しない延滞者			